（様式８）

コンソーシアム協定書標準例

（目的）

第１条　このコンソーシアムは、（施設の名称）（以下「本施設」という。）を管理する指定管理者として、関係法令等及び県と締結する本施設に関する協定（以下「協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的とする。

（名称）

第２条　このコンソーシアムは、○○○○○○○○○○○（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 コンソーシアムは、事務所を○○○○○○○○○○○ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　コンソーシアムは、令和 年 月 日に成立し、協定に基づく義務の履行が完了するまでは、解散することができない。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、当該各号に定める日にコンソーシアムは解散する。

（１）本施設の指定管理者の募集に係る応募資格の確認の結果、応募資格を充たさない者と認められたとき 当該応募資格の確認についての通知を受けた日

（２）本施設の指定管理者として指定されなかったとき 当該指定についての通知を受けた日

（構成員の住所及び名称）

第５条　コンソーシアムの構成員は、次に掲げるものとする。

（１）所在地

商号又は名称

（２）所在地

商号又は名称

（３）所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　コンソーシアムは、○○○○○○○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　前条の代表者は、協定に基づく本施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

（１） 次条の運営委員会の決定に従い、協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。

（２） コンソーシアムの名義をもって指定管理料の請求し、及び受領すること。

（３） コンソーシアムに関する財産を管理すること。

（４） コンソーシアムの名義をもって利用料金を収受すること。

（運営委員会）

第８条　コンソーシアムは、第５条に規定する構成員（以下「構成員」という。）全員で構成する運営委員会を設置し、指定管理業務の遂行に当たるものとする。

（業務分担）

第９条　各構成員の業務作業の分担は、別に定める。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づきコンソーシアムが負担する債務（県及び第三者に与えた損害の賠償義務を含む。）の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第11条　コンソーシアムの取引金融機関は、（金融機関名）（支店名）とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　コンソーシアムは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

（利益金の配当）

第13条　前条の決算の結果利益が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条　第12条の決算の結果欠損金が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限等）

第15条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

２ 構成員は指定管理業務のうち自己に割り当てられた業務の全部（以下「割当業務」という。）を第三者に委託することができない。

３ 前項の規定にかかわらず、県の承認のある場合には、構成員は他の構成員全員の同意を得て割当業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

（構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、県及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務が完了するまではコンソーシアムから脱退することはできない。

２　コンソーシアムを解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が共同連帯して指定管理業務を完了し及び、補正するものとする。この場合の負担割合の調整については、別途定める。

３　構成員に脱退するものがあったときは、脱退後の残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等の割合により分割し、これを脱退前に残存構成員が有していた出資等の割合に加えた割合とする。

４　脱退構成員の出資等の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、第12条の決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資等の額から脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。

５ 第12条の決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員がコンソーシアムの成立の日から解散の日までに破産又は解散した場合には、当該構成員が脱退したものとみなして前条第２項から第４項までの規定を準用する。

（かし担保）

第18条　コンソーシアムの解散後においても、協定に基づく義務の履行につきかしがあった

ときは、各構成員は共同連帯して補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

（協定書に定めない事項）

第19条　協定書に定めのない事項については、第８条の運営委員会において定めるものとする。

○○○○○○は、上記のとおりこの協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、構成員それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　年 　月　　日

所在地

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　代表者印

所在地

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　代表者印

所在地

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　代表者印